附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第六条関係）

国立国会図書館長　殿

視覚障害者等用データ利用者登録申請書

次のとおり申請します。

1．申請日（この申請書を記入した日）
2．氏名
3．氏名（カナ）
4．生年月日
5．郵便番号及び住所
6．電話番号
7．申請理由（活字による読書が困難な理由を御記入ください。）
8．FAX番号（FAXでの連絡を希望される方は御記入ください。）
9．電子メールアドレス（電子メールでの連絡を希望される方は御記入ください。）

※ここから下は記入しないでください。

国立国会図書館使用欄（郵・東・西）　　受理番号：　　年―

受理年月日		証明書類（本人確認）	
承認年月日		証明書類（障害確認）	
交付年月日		担当	

備考　必要があるときは、所要の変更又は調整を加えるものとする。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国立国会図書館規則第五号

学校図書館等児童書貸出規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十三日　　国立国会図書館長　大滝　則忠

学校図書館等児童書貸出規則の一部を改正する規則

学校図書館等児童書貸出規則（平成十四年国立国会図書館規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第五条第一項第五号中「一月」を「七週間」に改める。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国立国会図書館規則第六号

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十三日　　国立国会図書館長　大滝　則忠

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

国立国会図書館組織規則（平成十四年国立国会図書館規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四十条中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　資料利用制限審査会の庶務に関すること。

第四十三条第十三号中「前三号の規定により整理した」を「前号の」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三　前三号の規定により整理した収集資料及び電子情報の標目に係る典拠データの作成に関すること。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を受けた飼料添加物について（公表）

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第２の２の規定に基づき組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を行ったので、組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第４条の規定に基づき公表する。

平成28年３月23日　　農林水産大臣　森山　**裕**

組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を受けた飼料添加物

品　種	名　称	申　請　者
25―ヒドロキシコレカルシフェロール	ＡＴＣ1562株を利用して生産された25―ヒドロキシコレカルシフェロール	ＤＳＭニュートリションジャパン株式会社

北海道開発局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成28年３月23日　　北海道開発局長　本田　幸一

道路の種類	路線名	区間
一般国道	５号	小樽市稲穂１丁目５番８から同市花園１丁目167番１までの下り線
一般国道	５号	北海道虻田郡倶知安町南４条西１丁目37番１から同町南２条西１丁目34番１までの上り線